

令和8年度静岡県NPO活動支援センター運營業務委託
企画提案募集に関する質問への回答

	質問	回答
1	1. 引っ越し費用は積算に含まれていますか？	<p>当該業務委託の積算には含まれておりません。運營業務とは別枠で予算を確保しております。静岡県NPO活動支援センターの移転に係る業務は県が契約し、費用（委託業務を実施するために必要なものとして、県が所有する備品・物品等の運搬、設置及び処分に要する経費を含む）も県が負担いたします。</p> <p>なお、移転までの間に受託事業者が持ち込んだ物品等につきましては、受託者側でのご対応をお願いします。</p>
2	<p>（記載書類名：仕様書（案） ページ：1）</p> <p>2. 昨年度の仕様とは異なり、実施拠点として情報コーナーがありません。つまり、総合庁舎への移転後はこれで理解ができます。移転するまでの現在のフリースペース利用の管理（利用者記録、来館者報告等）については移転前から行う必要がありますか？</p>	<p>昨年度の仕様書に記載のあった「情報コーナー」は書籍が配架されている本棚やチラシ等配架スペースを指します。フリースペースは相談対応スペースに含まれます。</p> <p>令和8年度の仕様書（案）では「情報コーナー」を個別に特記せず、本棚やチラシ等配架スペースも含めて「相談対応スペース」として記載しています。</p> <p>つきましては、移転前、移転後を問わず、相談対応スペース利用の管理業務、具体的には、仕様書案第5（9）その他の業務のイに掲げる業務を実施してください。</p>
3	<p>（記載書類名：仕様書（案） ページ：2）</p> <p>（2）相談対応</p> <p>・対応時間が午前10時～午後5時とありますが、移転前もこの仕様で実施ですか？センターのフリースペースの利用も午前10時～午後5時となるのでしょうか？</p>	<p>移転前後を問わず、原則の対応時間は午前10時から午後5時までを想定しています。ただし、但し書きのとおり、受託者側で体制を整えた上であれば、前後2時間程度を限度として時間帯を延長して差し支えありません。</p> <p>なお、静岡総合庁舎移転後は、来所（来客）による相談は午前8時30分から午後5時15分に限られる点、空調稼働時間に限りがある点にご留意ください。</p> <p>以上を踏まえ、当該運用条件の範囲内で効果的な企画提案を行ってください。</p>
4	<p>（記載書類名：仕様書（案） ページ：2）</p> <p>（2）相談対応</p>	<p>東部駐在所については対応日を「週1日以上」としており、平日に開設しない日も</p>

	<p>・ 東部駐在所の職員が不在のときについては記載がありますが、静岡の拠点についても電話転送でセンター職員が電話相談対応可能な状態であれば、職員が不在になっても構いませんか？</p>	<p>想定されるため、職員不在時の対応を明記しています。一方、静岡の拠点は、平日毎日開設し、職員が在席して窓口対応を含む相談対応を行う想定であるため、同様の記載はしていません。</p> <p>静岡の拠点・東部駐在所のいずれにおいても、対応日および対応時間中は原則として職員在席による対応をお願いします。</p> <p>ただし、講座の実施等により一時的に不在となる場合で、事前に、県の了解を得て、利用者へ十分に周知したうえで、代替措置として電話等での対応が可能な体制を確保する場合は、静岡の拠点においても、例外的に、職員不在の状態での相談対応としていただくことが可能です。</p>
5	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：2) (3) 認定、または特例認定の取得を目指すNPO法人の支援 「現存する県内の認定NPO法人に対し」とあるが、所轄が静岡市や浜松市の法人も対象であるか？またNPO法人側の希望の有無にかかわらず強制的に現地確認指導助言を行うものでしょうか？</p>	<p>県所轄の認定NPO法人のみを対象とします。</p> <p>原則として、対象となるすべての法人について、担当者が直接訪問し、備え置き書類の確認、活動拠点の状況把握を含む現地での確認を実施してください。</p> <p>法人から辞退の申し出があった場合には、まず辞退理由を確認のうえ、その都度、個別に県と協議してください。</p>
6	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：2) (4) 相談事例集の集約及び相談事例集の作成 本項目では、市町及び市町の市民活動センターへの提供に加え、「広く県民に公開できるように段階的に整理し、読みやすく、分かりやすいよう表現等を工夫したうえで、県HPに掲載する」とありますが、県HPに掲載する相談事例集については、提供用資料とは別に、一般公開向けに内容を整理・簡素化した版を作成する想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>一般県民に、わかりやすく伝えることを重視してください。具体的には専門用語を言い換える、注釈を付ける、要点を整理するなどしたうえで、個人情報や特定の団体を連想する表現の削除や言い換えを行うことなどを想定しています。</p> <p>したがって、「簡素化」ではなく、「工夫して、一般向けに読みやすく・わかりやすく再構成する」という視点で作成していただくことを想定しています。</p>

7	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：3) (5) NPO向け講座等の開催と中間支援人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動指標として「NPOを対象とした講座及び市民活動センター等を対象とした研修や交流事業の実施回数 合計12回」とありますが、講座・研修・交流事業それぞれの実施回数の内訳について、あらかじめ定められた配分や目安はありますか。 	<p>配分や目安は特に設けていません。</p> <p>中間支援スタッフ集合研修及び交流会等を含め、全体で12回とし、効果的な実施方法について、企画提案をお願いします。</p>
8	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：3) ・「講座等の開催に当たっては、市町の市民活動センター等と連携して開催する」とあるが、市町の市民活動センターと共催での講座開催も可能か？</p>	<p>当該講座は本業務委託受託事業者が主体的に企画立案の上運営してください。その上で、共催とすることは差し支えありません。共催とする場合は、役割分担(経費の負担にかかることを含む)について、企画段階から県と情報共有し、県の了解を得たうえでの開催としてください。</p> <p>なお、「連携」の範囲は講座等のニーズ把握、開催日時調整やテーマの協議、事例提供や登壇協力等を想定しています。</p>
9	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：3) (6) 多様な主体のNPO参画支援と社会貢献のための広域連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOと多様な主体(企業、地域コミュニティ、若者・移住者等)やNPO同士が横断的に交流できる機会である交流会7回は、これまでの広域ネットワークのテーマを含むことは可能ですか？ 	<p>これまで取り上げてきた広域ネットワークのテーマを含めていただくことは可能です。ただし、各交流会等が特定の参加者に偏ったり固定化されたりしないよう、新規の方にも開かれた、参加しやすいテーマ設定となるよう工夫してください。</p> <p>具体的には、包括的なテーマを掲げる、もしくは複数のテーマを併置するなどの方法が考えられます。また、これまで支援してきた広域ネットワークの主体的・継続的な定着とさらなる活性化を図る観点で、より広がりを持たせた企画とすること等も考えられます。</p> <p>以上の点を踏まえた企画提案をお願いします。</p>
10	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：3) ・活動指標の2番目に、「多様な主体に対してNPOが提案できる取組等の情報発信の件数30件」とありますが、これまで地域コミュニティに対しての情報発信とは別の情報発信ですか？それとも更新を含めた指標ですか？</p>	<p>更新を含みません。</p> <p>地域コミュニティ向けの発信に限定せず、NPOが多様な主体に提案できる新たな取組等を、30件発信してください。</p> <p>なお、仕様書案第5(6)第3段落にあるように、既に掲載されているNPOの情報更新は別途行う必要があります。</p>

11	<p>(記載書類名：仕様書(案) ページ：3) (7) NPOと副業人材のマッチング支援 「県は・・・広報協力等の支援を行う」とあるが、個々のNPOのボランティア募集の広報についても全庁掲示板等で可能と考えて良いですか？</p>	<p>個別のNPOによるボランティア募集の告知を個々に全庁掲示板に掲載することは想定していません。全庁掲示板は、交流会をはじめとした本事業全体での参加募集や成果報告会などの周知に活用することを前提としています。</p> <p>ただし、交流会等の広報と併せて、NPO側の募集一覧を掲載することは可能です。</p>
----	--	---